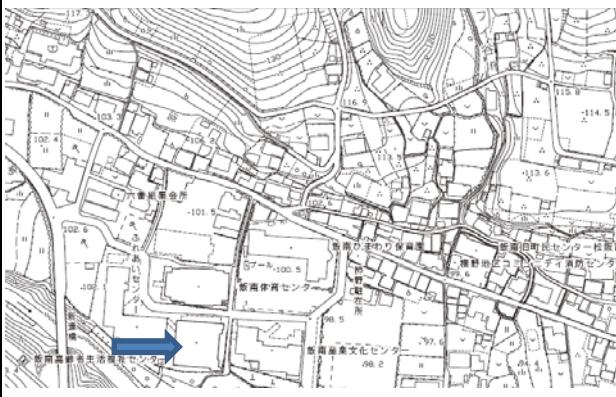


# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	S01671	施設名称	飯南高齢者生活福祉センター【松阪市飯南高齢者生活福祉センター】(松阪市飯南高齢者生活福祉センター)					
所在地(住所)	松阪市飯南町横野870番地1							
								
根拠条例	松阪市高齢者生活福祉センター条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉さえあい課					
設置年度	平成 2年度	財産区分	12 公共用財産					
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	高齢者及び住民の福祉を増進するため、当施設を設置。山村地域の一人暮らし及び夫婦のみの高齢世帯で、独立して生活することに不安のある高齢者に居住の場を提供する事により、安心して明るい生活を送れるよう支援を行う。							
施設の設置目的に沿った運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年3月完成 社会福祉法人飯南町社会福祉協議会に管理委託</li> <li>平成17年度、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会に管理委託</li> <li>平成18年度から指定管理者制度により社会福祉法人松阪市社会福祉協議会へ指定管理委託をしている。</li> </ul>							
<b>(2)建物の概要</b>								
設置形態	単 独		用途地域等	区域外				
駐車場(収容台数)	8台							
土地	敷地面積	2,254.00m <sup>2</sup>	借受期間・賃料等	—				
	所有者	市						
主たる建物1	建物名称	松阪市飯南高齢者生活福祉センター						
	用途	老人施設	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階				
	建築年月	平成 3年 3月30日	建物取得費(全体)	225,929,000円				
	延床面積	1,050.4m <sup>2</sup>	耐震診断(実施年)	不要				
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市				
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成16年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
対象建物	飯南高齢者生活福祉センター							
施工内容	デイサービスセンターの改修							
費用	54,800,000円							
リスク・高機能化対応度	・バリアフリー対応施設							

### (3)管理・運営の概要

利用時間	居室をのぞき午前8:30～午後4:30	休所(館)日	居室をのぞき 土・日・祝(年末年始)
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成23年4月1日	至 平成26年3月31日	
業務内容	独立して生活することに不安のある高齢者に通所又は居住し、給食、入浴、在宅介護支援、生活指導、日常動作訓練など総合的に支援する。		

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人				
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)								
維持管理経費					運営・事業等経費								
光熱水費					指定管理委託料								
保守点検委託料					その他の経費								
賃借料													
修繕費													
その他の経費													
人件費													
職員 等													
非常勤職員													
①小計	1,494,285				②小計	10,138,000							
④合計(①+②)-③	10,313,885円												
市民一人あたりのコスト	61.03円												
財 源	補助金等収入				その他収入	100,000円							
	使用料等収入	1,218,400円	③年間収入合計			1,318,400円							

### (5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
居室部門 稼働日数(入居者数×日数)	日	962	1,098	1,095
デイサービス等	日	877(8210)	842(8037)	305 (8254)
貸館回数(会議等)	回	43	27	69

### (6)関連情報

類似施設	近隣施設
------	------

### (7)その他

管理・運営上の問題点	この施設の目的から殆どの利用者が利用料金の減免対象者であり収益は望めない施設である。このため指定管理制度による施設でよいのか問題である。また、築22年となり修繕箇所の増加や設備の取替えも発生しているため今後も指定管理者と管理運営について協議が必要である。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	過疎地域を対象とした施設で過疎債を借り入れて建築しているため少なくとも起債の償還が終了するまで廃止、転用等は困難である。
特記事項	高齢者生活福祉センターは、65歳以上のひとり暮らし及び夫婦のみの世帯で独立して生活するのが不安で原則自炊のできる高齢者が入居する居住事業を指定管理をして行なっている。入居者は現在5室5名が入居している。入居者からの利用料金は全額指定管理者の収入となっている。災害時の避難場所に指定している。

## 各棟の状況